

申出人が作成する書類 ～ 申出書 ～

★ 申出を本人が行うか、代理人が行うかによって、異なります。

- ・ **本人**が申出を行う場合 → **① 申出書**
- ・ **代理人**が申出を行う場合 → **① 申出書 + ② 委任状**

※ 申出書等の様式及び記載例は岡山地方法務局のホームページに掲載しています。
 (https://houmukyoku.moj.go.jp/okayama/page000001_00156.html)

①

実質的支配者情報一覧の保管及び写し交付申出書

(補完年月日 令和 年 月 日)

申出年月日	実質的支配者情報番号	-	-
会社法人等番号			
商号			
本店			
申出人の表示	住所 資格 氏名 連絡先	-	-
代理人の表示	住所 氏名 連絡先	-	-
必要な写しの通数・交付方法	通 (<input type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) 郵送の場合は、宛先(※2)を記載した返信用封筒及び郵便切手が必要です。 ※1 申出書には、申出書(委任による代理人によって申出をする場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面)に申出会社の代表者が登記所に提出した印鑑が押印されている場合を除き、申出書に記載されている申出会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該申出会社の代表者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。)を添付する必要があります。 ※2 郵送の場合、会社の本店、申出人(又は代理人)の表示欄にある住所のうち、希望する		

②

委任状

(代理人)

住所 _____

氏名 _____

私は、上記の者に対し、次の権限を委任する。

- 1 実質的支配者情報一覧の保管及び実質的支配者情報一覧の写しの交付の申出をすること
 (希望する実質的支配者情報一覧の写しの交付通数 _____ 通)
- 2 上記1のほか、実質的支配者情報一覧の保管及び実質的支配者情報一覧の写しの交付の申出に関して必要な一切の権限

令和 年 月 日

(委任者)

本店 _____

商号 _____

代表者

住所 _____

資格 _____

申出人が作成する書類 ～申出書（本人が申出を行う場合）～

A 実質的支配者情報一覧の保管及び写し交付申出書

(補完年月日 令和 年 月 日)

申出年月日	令和4年10月1日	実質的支配者情報番号	-
会社法人等番号	2600-01-234567		
商号	第一電気機器株式会社		
本店	岡山市北区南方八丁目3番24号		
申出人の表示	住所 岡山市北区番町五丁目4番20号 資格 代表取締役 氏名 法務 太郎 連絡先 090-●●●●-●●●●		
代理人の表示	住所 氏名 連絡先		
必要な写しの通数・交付方法	1 通 (<input checked="" type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) 郵送の場合は、宛先(※2)を記載した返信用封筒及び郵便切手が必要です。 ※1 申出書には、申出書(委任による代理人によって申出をする場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面)に申出会社の代表者が登記所に提出した印鑑が押印されている場合を除き、申出書に記載されている申出会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該申出会社の代表者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。)を添付する必要があります。 ※2 郵送の場合、会社の本店、申出人(又は代理人)の表示欄にある住所のうち、希望する送付先に送付します。返信用封筒には、該当の送付先を記載してください。		
利用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 金融機関への提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		

上記の法人の申出日前1か月以内の日における実質的支配者情報一覧を別添のとおり提出し、上記通数の実質的支配者情報一覧の写しの交付を申出します。
 申出の日から1か月以内に実質的支配者情報一覧の写しを受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。

(申出会社の本店所在地を管轄する登記所) **岡山地方法務局** 宛て

★ 申出を本人が行う場合、
A「申出書」が必要です。

申出書を提出する日を記載してください。

申出会社の登記事項証明書の記載を参考に記載してください。

申出会社の代表者個人の住所を記載してください。

登記所提出印による押印がない場合には、
申出会社の代表者の本人確認書面(住民票の写し、運転免許証の両面コピー等)を添付してください。

◆ 申出内容に不備があった場合には、補完をお願いしますが、補完できない場合には申出書類を返却します。

◆ 補完が完了した場合、補完が完了した日を「申出があった日」とみなすため、**実質的支配者情報一覧の基準日(いつ現在の情報)から1か月以内のものでなくなった場合には、最新の実質的支配者情報一覧への差し替えが必要**となります。

受領	確認1	確認2	スキャナ・入力	交付

交付方法 窓口交付 送付 (本店 申出人の住所 代理人の住所)

申出人が作成する書類 ～申出書（代理人が申出を行う場合）①～

A 実質的支配者情報一覧の保管及び写し交付申出書
 (補完年月日 令和 年 月 日)

申出年月日	令和4年10月1日	実質的支配者情報番号	-
会社法人等番号	2600-01-234567		
商号	第一電気機器株式会社		
本店	岡山市北区南方八丁目3番24号		
申出人の表示	住所 岡山市北区番町五丁目4番20号 資格 代表取締役 氏名 法務 太郎 連絡先 090-●●●●-●●●●		
代理人の表示	住所 岡山市北区南方七丁目3番30号 氏名 乙野 花子 連絡先 080-●●●●-●●●●		
必要な写しの通数・交付方法	1 通 (<input checked="" type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送) 郵送の場合は、宛先(※2)を記載した返信用封筒及び郵便切手が必要です。 ※1 申出書には、申出書(委任による代理人によって申出をする場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面)に申出会社の代表者が登記所に提出した印鑑が押印されている場合を除き、申出書に記載されている申出会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該申出会社の代表者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。)を添付する必要があります。 ※2 郵送の場合、会社の本店、申出人(又は代理人)の表示欄にある住所のうち、希望する送付先に送付します。返信用封筒には、該当の送付先を記載してください。		
利用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 金融機関への提出 <input type="checkbox"/> その他()		

上記の法人の申出日前1か月以内の日における実質的支配者情報一覧を別添のとおり提出し、上記通数の実質的支配者情報一覧の写しの交付を申出します。
 申出の日から1か月以内に実質的支配者情報一覧の写しを受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。

(申出会社の本店所在地を管轄する登記所) **岡山地方法務局** 宛て

★ 申出を代理人が行う場合、**A**「申出書」と**B**「委任状」が必要です。

申出書を提出する日を記載してください。

申出会社の登記事項証明書の記載を参考に記載してください。

申出会社の代表者個人の住所を記載してください。

代理人の住所・氏名・連絡先を記載してください。

◆ 申出内容に不備があった場合には、補完をお願いしますが、補完できない場合には申出書類を返却します。

◆ 補完が完了した場合、補完が完了した日を「申出があった日」とみなすため、実質的支配者情報一覧の基準日(いつ現在の情報)から1か月以内のものでなくなった場合には、最新の実質的支配者情報一覧への差し替えが必要となります。

受領	確認1	確認2	スキャナ・入力	交付

交付方法 窓口交付 送付(本店 申出人の住所 代理人の住所)

②

委任状

(代理人)

住所 岡山市北区南方七丁目3番30号

氏名 乙野花子

私は、上記の者に対し、次の権限を委任する。

- 1 実質的支配者情報一覧の保管及び実質的支配者情報一覧の写しの交付の申出をすること
(希望する実質的支配者情報一覧の写しの交付通数 **1** 通)
- 2 上記1のほか、実質的支配者情報一覧の保管及び実質的支配者情報一覧の写しの交付の申出に関して必要な一切の権限

令和4年10月1日

(委任者)

本店 岡山市北区南方八丁目3番24号

商号 第一電気機器株式会社

代表者

住所 岡山市北区番町五丁目4番20号

資格 代表取締役

氏名 法務太郎

会社印

★ 申出を代理人が行う場合、
①「申出書」と②「委任状」が必要です。

代理人の住所・氏名を記載してください。

申出会社の登記事項証明書の記載を
参考に記載してください。

申出会社の代表者個人の住所を
記載してください。

委任状に登記所提出印による
押印がない場合には、申出会社の
代表者の本人確認書面（住民
票の写し、運転免許証の両面
コピー等）を添付してください。